

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（24）
2. 日時：令和2年8月7日（金）10時10分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

 实用炉審査部門

 角谷管理官補佐、御器谷管理官補佐、宮本管理官補佐、照井安全審査官

事業者：

 日本原子力発電株式会社

 廃止措置プロジェクト推進室 部長 他3名※

5. 要旨

- (1) 事業者から令和2年5月29日に提出された保安規定認可申請書の記載内容について、原子力規制庁から確認を行った。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 条文の変更理由を記載した備考欄について、変更理由が適切に記載されていないと考えられる箇所が複数あるため、変更理由を整理して説明すること。
 - 設計管理、作業管理、使用前事業者検査の実施、定期事業者検査の実施を独立した条文とせず、第40条（施設管理計画）に位置付けた考え方を整理して説明すること。
 - 他条文等に記載を統合した条文について、何をどこに統合したのか考え方を整理して説明すること。
 - 第12条における「工事」の対象範囲を整理して説明すること。
 - 第21条の3（放射能濃度確認対象物の管理）について、措置の実施者と実施状況の確認者がいずれも廃止措置廃棄物管理グループマネージャーとなっていることから、検査の独立性の観点から考え方を整理して説明すること。
- (3) 事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

 提出資料：なし